



Q3 生徒から携帯電話の番号や住所を聞かれました。どうしたらよいでしょうか。

A3 プライベートなことは、教えてはいけないことになっているとはっきり断ってください。

**不登校の定義**

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること。(ただし、病気や経済的な理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く。)

**連絡先**

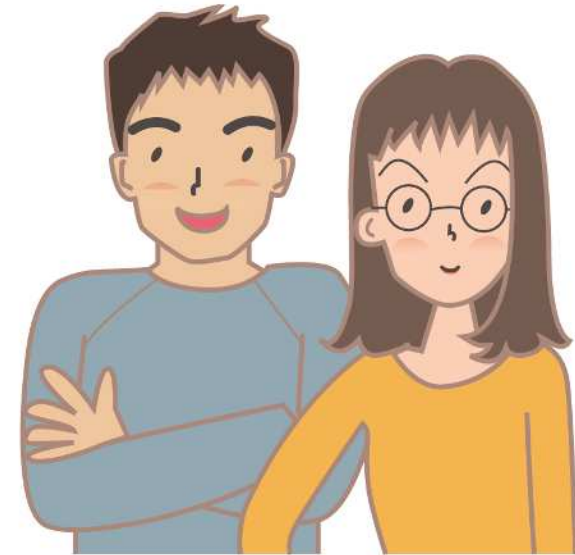
- 学校名 (教育支援センター名)  
\_\_\_\_\_
- 学校、相談室電話番号  
\_\_\_\_\_

スチューデントサポーターの活動のことで、学校や教育支援センター (適応指導教室) で相談できないことがある時は、電話かメールで下記まで連絡してください。

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課  
総務・登校支援・中退防止担当  
電話 048-830-6744  
E-mail a6740-07@pref.saitama.lg.jp



# スチューデントサポーター 活動の手引き



令和5年4月  
埼玉県教育局県立学校部生徒指導課